

||||| 高齢者運転免許自主返納サポート事業 |||||

「自分の運転に自信がなくなった」「家族に免許返納を勧められている」「車がないと出かけられなくなってしまふ」…そのような不安を少しでも解消できるよう、外出をサポートします。

問い合わせ／道路課交通担当（内線3219）

サポート

①

「フラワー号」無料乗車証を交付

※1年間有効（更新はできません）

運転免許証の自主返納を促し、高齢者による交通事故の減少及び公共交通機関の利用促進を図ることを目的としています。平成29年度は77人に交付、延べ1403回の利用がありました。



免許証自主返納で



フラワー号無料乗車証（1年間有効）を交付

運転免許証を自主返納した

はい ↓

次のすべてにあてはまりますか？

- 市内在住である
- 平成29年4月1日以後に運転免許を自主返納した
- 自主返納したときに70歳以上だった
- 自主返納したときに免許センターで交付された「申請による運転免許の取消通知書」を持っている

はい ↓

フラワー号無料乗車証交付の手続きができます

申込み 道路課又は両支所地域グループ ※代理申請不可

必要書類

- ① 運転経歴証明書(※)や健康保険証など、本人及び住所が確認できる書類
 - ② 運転経歴証明書などの顔写真付きの書類
 - ③ 「申請による運転免許の取消通知書」
- ※運転経歴証明書は、運転免許センターで交付申請できます（有料）

いいえ

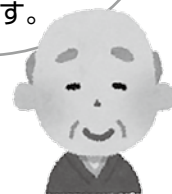
フラワー号無料乗車証交付の手続きはできませんが、市内に住民登録がある70歳以上の方は、タクシーを低料金で利用できるデマンド交通の登録ができます。
※下記のサポート②参照

いいえ

月2回程度ですが通院時にフラワー号を利用し、助かっています。



最初は不便を感じましたが、フラワー号・デマンド交通・家族の車を利用し、今は自分で運転するより安心感があります。



サポート

②

デマンド交通を利用できます

- ・タクシーを利用して自宅から公共施設、病院などへ低料金で移動できる公共交通です（70歳以上の方などが対象）。
- ・事前に登録してください。登録手続きには、健康保険証など生年月日及び住所が分かる書類が必要です。
- ・詳細は公共施設にある『デマンド交通実証運行ご利用案内』をご覧ください。お問い合わせください。



フラワー号無料乗車証を交付した方のうち、約7割の方はデマンド交通も登録しており、バスとタクシーを使い分けています。

💡 フラワー号無料乗車証交付手続きと同じ窓口（道路課・両支所地域グループ）で手続きできます

💡 デマンド交通を利用するときに運転経歴証明書を提示することで、利用料金が10%割引になります

